

患者必携

がんになったら 手にとるガイド

試作版



はじめに

「“がん”と言われて、つらい。でも、自分なりに向き合って、治療とこれからのことを考えていきたい」

「患者必携」は、“がん”と診断されて間もない患者さんのこうした思いに寄り添い、支えることの助けとなることを目指して、“がん”にかかって病気と向き合いながら過ごしている人、身近な家族・友人が、“がん”の患者である人、日々、“がん”の患者さんの医療、看護やケア、相談にかかわっている人などが、心のこと、病気のこと、治療のこと、生活や療養のこと、経済的なこと、社会的なことなど、患者さんにとって「信頼できる情報で、わかりやすく、役に立つもの」をまとめたものです。

つらい気持ちや悩みと向き合って、自分なりの解決のために取り組んでみること……
診断や治療のことについて、考えを整理したり、担当医をはじめとして医療者の話を理解したり、話し合ったり、伝えたりすること……
療養生活のことについて、自分の生活を思い描いたり、周りの人たちとともに考え、備えていくこと……
経済的、社会的な支援の仕組みを知って、これからの生活に取り入れていくこと……

「患者必携」を、こうしたことにぜひご活用ください。



「患者必携」は、自分らしい病気との向き合い方を考えていくために読む

『がんになったら手にとるガイド』

治療や療養生活について、聞いたり調べたりして理解したことを書き留めて整理する

『わたしの療養手帳』*

お住まいの地域の相談窓口などの情報をとりまとめた

『地域の療養情報』**から構成されています。

あなたにとって関心があつて、知りたい内容を“読む”とき、

聞きたいいろいろな情報を整理して、あなたが大切にしたいことを“書く”とき、

納得できる治療を受け、療養生活を過ごしていくために、あなたの望みを“伝える”とき、

あなたが必要とする、支え合いの場や支援の仕組みと“出会う”とき、

そんなときにあなたの思いを支え、

自分らしい生活を送るあなたのお手伝いをするためにつくりました。

この「患者必携」が、担当医などの医療者、身近な家族・友人と一緒に、

あなたが納得して、自分らしい向き合い方をしていくために

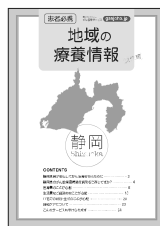
少しでも力になれることを、心から願っています。

国立がんセンターがん対策情報センター

*わたしの療養手帳



**地域の療養情報



目次

患者必携『がんになったら手にとるガイド』

はじめに	4
患者必携ガイドマップ	8

第1部

“がん”と言われたとき

1. 診断の結果を上手に受け止めるには	16
2. がんと診断されたらまず行うこと	18
3. がんと言われたあなたの心に起こること	20
4. 情報を集めましょう	24
5. 相談支援センターにご相談ください	26



第2部

がんに向き合う—— 自分らしい向き合い方と あなたを支える仕組み

第1章 自分らしい向き合い方を考える

1. 自分らしい向き合い方とは	32
2. 社会とのつながりを保つ	36
3. 治療法を考える	38
4. 治療までに準備しておきたいこと	40
5. がんに関わる“医療チーム”を知ろう	42
6. 医療者とよい関係をつくるには	44
7. セカンドオピニオンを活用する	46
8. 患者同士の支え合いの場を利用しよう	48
9. 療養生活を支える仕組みを知る	52
10. 限られた時間を自分らしく生きる	60

第2章 経済的負担と支援について

1. 治療にかかる費用について	64
2. 公的助成・支援の仕組みを活用する	66
3. 民間保険に加入しているときには	74



第3部

がんを知る

第1章 がんのことで知っておくこと

1. がんの発生と進行の仕組みを知る…………… 78
2. がんの検査と診断のことを知る…………… 80
3. がんの病期のことを知る…………… 83
4. 手術のことを知る…………… 86
5. 薬物療法(抗がん剤治療)のことを知る…………… 90
6. 放射線治療のことを知る…………… 98
7. 臨床試験のことを知る…………… 102
8. 緩和ケアについて理解する…………… 104
9. 痛みを我慢しない…………… 106
10. がんの再発や転移のことを知る…………… 108
11. 補完代替療法を考える…………… 110

第2章 療養生活のためのヒント

1. 体調を整えるには…………… 114
2. 食事と栄養のヒント…………… 116
3. 排泄とトイレのヒント…………… 120
4. 休養と睡眠のヒント…………… 122
5. 気分転換とストレス対処法…………… 125

第3章 それぞれのがんについて知る

1. 胃がん…………… 128
 2. 大腸がん…………… 136
 3. 乳がん…………… 144
 4. 肝細胞がん…………… 152
 5. 肺がん…………… 160
 6. 血液・リンパのがん…………… 168
 7. 小児がん…………… 176
 8. 食道がん…………… 184
 9. 胆道と膵臓のがん…………… 188
 10. 子宮・卵巣のがん…………… 192
 11. 腎臓・尿管・膀胱のがん…………… 196
 12. 前立腺がん…………… 200
 13. 頭頸部のがん…………… 204
 14. 脳の腫瘍…………… 208
 15. 骨と軟部組織のがん…………… 212
 16. 皮膚のがん…………… 216
- それぞれのがんの治療と
療養生活について Q & A…………… 220

第4章

- がん医療のトピックス…………… 231



- 索引…………… 240
協力者一覧…………… 250
がんに関する冊子…………… 252

国立がんセンター
がん情報サービス

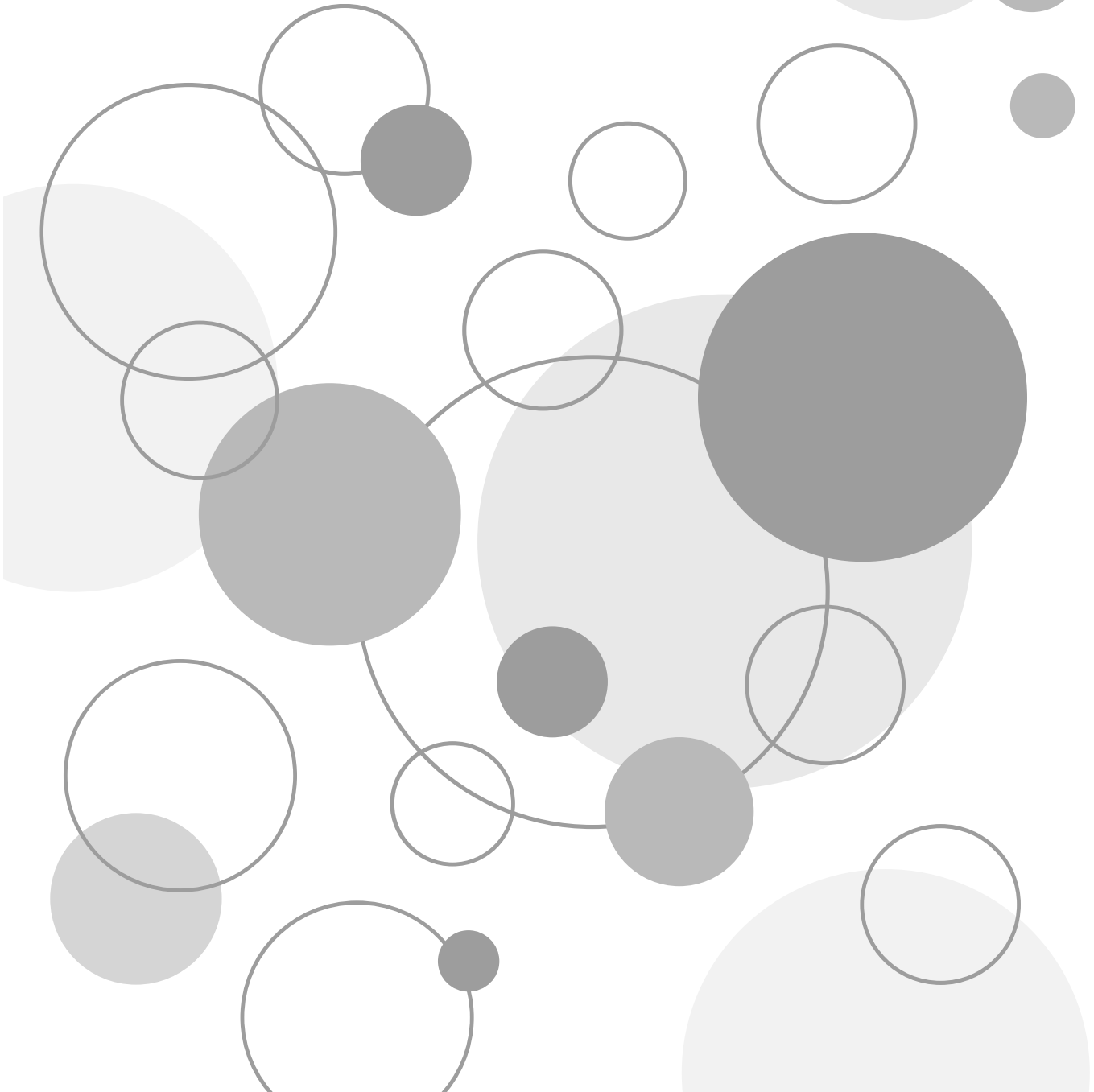
ganjoho.jp

患者必携

わたしの療養手帳

自分らしくがんと向き合うために

試作版



—— はじめに ——

がんであるという診断は誰にとってもよい知らせではありません。それは、とてもショックなできごとです。「何かの間違いではないか」、「何で自分が」と考えるのは自然な感情です。

- ◎がんはどのくらい進んでいるのか？
- ◎果たして治るのか？
- ◎治療費はどれくらいかかるのか？
- ◎仕事は続けられるのか？
- ◎家族に負担や心配をかけたくない……

悩みはつきません。気持ちが落ち込んでしまうのも無理ありません。しかし、あまり思い詰めてしまっては心にも体にもよくありません。

この一大事を乗り切るためには、周囲の人の力も借りながら、がんと向き合い、現実的かつ具体的に考えて行動していく必要があります。

そこで大切なのが、「信頼できる情報を集めること」と「自分なりの病気に対する態度を決めること」です。この手帳は、そのお手伝いをするためのものです。

わたしの療養手帳の使い方

●わたしの療養手帳とは

「自分の体や気持ちと向き合うための道具」です。納得できる治療を選び、自分らしい生活を送るためには、自分の体や気持ちの状態を知り、また自分が大事にしたいことを整理し、伝えていくことが必要になります。療養手帳は、そのために必要なことを自分で書き留めるための手帳です。自分らしい病気との向き合い方を考えていくために読む、患者必携『がんになったら手にとるガイド』と併せてご活用ください。

●わたしの療養手帳の使い方


治療に向かう段階ごとに、重要な情報やあなたが大切にしたいことが変わってきます。次のページの目次にあるように、あなたの状況に合わせて説明されたことや、あなたの希望を書き込んでいきましょう。使い方は自由です。診断されて1年ぐらいまでの利用を目安につくられています。すべてを書き込む必要はありませんし、他のノートに書いてもかまいません。医療機関でもらった資料や、がんに関する小冊子、地域の情報を集めた、患者必携『地域の療養情報』などを一緒に綴じて、あなたの療養に役立つ情報を集めた1冊としてご活用ください。



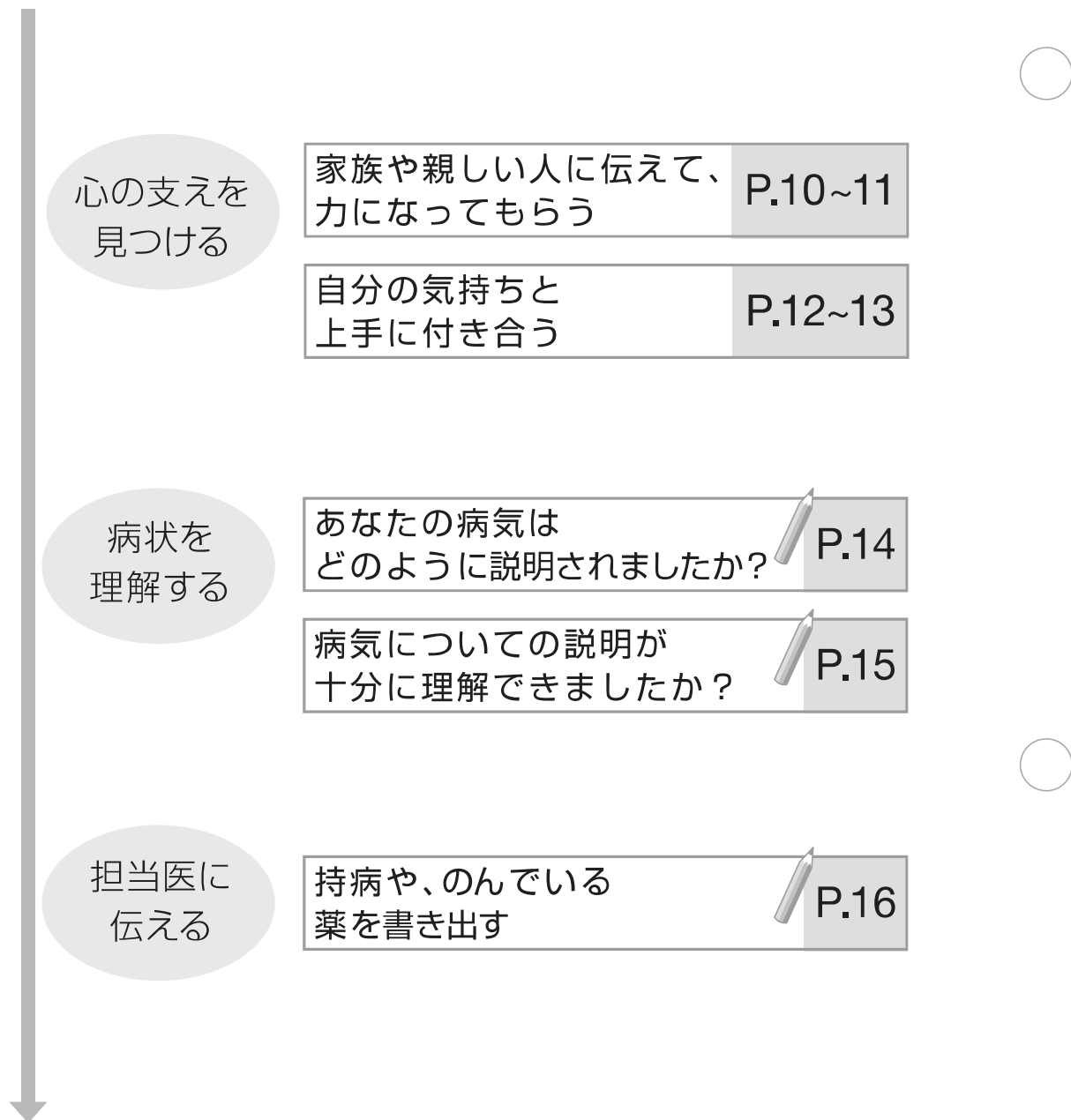
第1部:がんと診断されてから治療が始まるまで

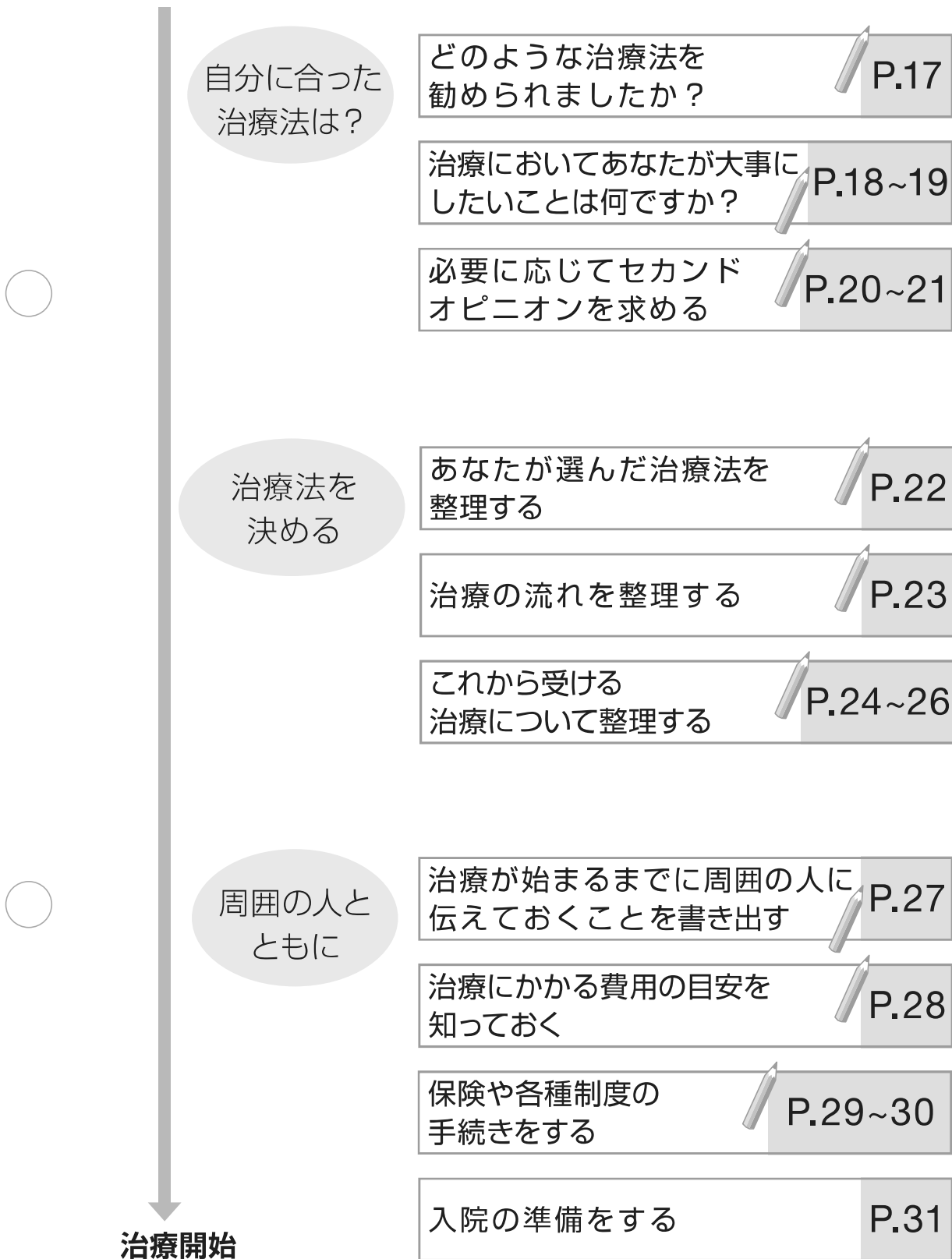
がんの診断から治療が始まるまでの流れを示しました。

あなたの状況に合わせて、必要なページを選んで使ってください。

※  マークの入っている項目は、あなたが書き込むページです。

がんの診断






第2部:入院治療の記録

治療が始まってからの経過は、人によってさまざまです。

あなたの状況に合わせて、必要なページを選んで使ってください。

治療中について

入院中のこと


今回の入院の予定について
整理する  P.34

治療開始前の説明を
整理する  P.35

治療と体調の記録  P.36~40

治療結果の説明を整理する  P.41

退院後のこと

退院後の生活で気を
付けることを書き出す  P.42~43

今後の治療・検査の
予定をまとめる  P.44

あなたがかかる
医療機関一覧  P.45

第3部:療養生活の記録

通院する

診察のときのための
メモをつくる

P.48~50

担当医以外から受けた
説明を書き留める

P.51~52

薬や体調のことを
記録する

P.54~55

退院後の療養生活

治療・療養生活の
バランスを取る

P.56

自分が大切にしたいことを
考える

P.57

あなたを支えてくれる場所の一覧

P.58

第4部:治療ダイアリー

治療の予定と
記録を
管理する

スケジュール(年間・週間)

P.60~66

薬の一覧表

P.67~68



<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>沖繩県版（修正・記入）</p>
<p>要検討</p>	<div data-bbox="391 1326 496 1854"> <h3>静岡県民が安心してがん治療を行うために</h3> </div> <div data-bbox="555 1326 644 1854"> <p>「静岡県がん対策推進計画」は、がん患者さんを中心とした静岡県民が、安心してがんの治療を行い、健康生活を営むことができる体制を整えていくため、考えられた計画です。</p> </div> <div data-bbox="655 1326 874 1854"> <p>この計画では、下記のような基本理念のもと、予防から受診、診断や治療、医療費減や情報提供などにおいて、具体的な対策が掲げられています（表）。計画づくりは、医療関係者や行政だけでなく、患者さんやその家族も含めたすべての県民が参加することを目的とした計画の推進についても、患者さんや家族、医療機関、保健所、行政などのメンバーから構成される「静岡県がん対策推進協議会」において話し合って実行されています（表）。</p> </div> <div data-bbox="885 1326 922 1854"> <p><small>※調査対象「がんにかかったり予がんにかかったり」のP52「健康生活をまもる仕組みを知る」もご参照ください。</small></p> </div> <div data-bbox="949 1326 1230 1854"> <ul style="list-style-type: none"> ◎がんと診断された人、がんが再発した人はもちろんのこと、高齢者を含むがんになる可能性の高い人、健康状態のよい人まで、県民すべての年代やがんの進行度などに対応し、きめ細やかな対策の充実を図ります。 ◎診療所からがん診療連携拠点病院等まで、切れ目のないがんの医療連携体制を整備します。 ◎「がんの社会学」の視点から地域の医療機関、行政、関係機関・団体等の連携・協働を推進します。 ◎がん患者やその家族の気持ちを理解できる、がん医療専門職を育成し、地域の医療機関における医療従事者の充実を図ります。 </div> <div data-bbox="1241 1326 1310 1854"> <p><small>*がんの社会学：がん患者、家族の暮らしながら、医療専門家の人から、行政を連携し、社会のさまざまな組織の活用を図り、がんの克服と患者・家族の生活の質の向上を目指す研究領域。</small></p> </div>

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>要検討</p>
<p>表：静岡県のがん対策推進計画の概要</p> <p>具体的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予防・がん検診 <ul style="list-style-type: none"> ・成人の喫煙率半減 ・がん検診受診率 50%以上 ● 受診・診断・治療 <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期治療につなげる情報提供の充実 ・10以内検出での診断がん登録、緩和ケア、療養支援、情報提供の推進 ・臨床試験（治験）の推進 ● 医療連携・緩和ケア <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者の発生を防止する医療連携体制の構築、患者への情報提供 ・連携によるがんの発生医療の充実 ・緩和ケアの提供体制の充実 ● 情報提供・医療相談 <ul style="list-style-type: none"> ・がんの予防に資した、多職種による情報提供 ・院内がん登録の充実 ・医療相談の充実 ● 人材育成・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策にかかわる人材育成の充実 <p>静岡県がん対策推進協議会 がん対策推進計画の策定・実行推進・評価・見直しを担うがん対策に関する組織</p> <p>医療機関、医療関係団体、がん検診機関、保健所、行政、医師会、看護者、患者・家族、学識経験者、医療保険関係団体</p>	<p>3</p>

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p>
<div data-bbox="395 1323 499 1854"> <h3>静岡県のがん診療連携拠点病院をご存じですか？</h3> </div> <div data-bbox="555 1323 683 1854"> <p>2007年頃から、がん対策を総合的、計画的に推進するための法律「がん対策基本法」が施行されました。それに伴って、都道府県ごとに、医療機関のがん医療のネットワークづくりが進められています。</p> </div> <div data-bbox="691 1323 1010 1854"> <p>その中心となるのは、「がん診療連携拠点病院（がん拠点病院）」です。がん拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために国が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1か所置かれる「都道府県がん診療連携拠点病院」と、地域ごとに整備される「地域がん診療連携拠点病院」があります。また静岡県では、このほかに「静岡県地域がん診療連携推進病院」を独自に設け、よりきめ細かながんの診療体制を日進しています。これらの拠点病院等では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の推進を目的とした、患者さん情報の登録（がん登録）も行っています。</p> </div> <div data-bbox="1018 1323 1074 1854"> <p>また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けていますので、ぜひ利用してみてください。</p> </div> <div data-bbox="1114 1323 1153 1854"> <p><small>本調査の簿「がんにかかったら手にとるガイド」のP26「相談支援センター」をご参照ください。</small></p> </div>	<p>要検討</p>

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<div data-bbox="395 1458 432 1809"> <p>静岡県内のがん診療連携拠点病院等</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● がん診療連携拠点病院 (真格型) (10病院) ◆ 静岡県全域がん診療連携推進病院 (無格型) (8病院) ■ がん相談支援センター (無格型) (3病院) <p style="text-align: right;">5</p>
<p>要検討</p>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p>

国立がんセンターモデル（静岡県版）

沖縄県版（修正・記入）

要検討

静岡県内の相談支援センターの連絡先

○ がん診療連携拠点病院（国指定）

相談支援センターの名称	利用時間	電話、FAX
静岡県立静岡がんセンター 〔よろず相談〕	月～金 8:30～17:00	電話:055-989-5710(直通) FAX:055-989-5713(直通)
静岡県立総合病院 〔総合相談・がん相談・ 外来指導〕	〔医師〕 平日 8:30～17:00 〔電話〕 平日 13:00～17:00	電話:054-247-6111 (内線 8130) FAX:054-247-6140(代表)
静岡市立静岡病院 〔がん診療相談支援センター 〔地域連携支援室内〕〕	月～金 8:30～17:00	電話:054-252-0358(直通) FAX:054-252-0358(直通)
製薬三方原病院 〔浜松がんサポートセンター 〔よろず相談支援室内〕〕	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00	電話:053-439-9047(直通) FAX:053-439-0002(直通)
製薬浜松病院 〔がん相談支援センター〕	月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:00	電話:053-474-2222(代表) FAX:053-474-1121(直通)
豊田病院 〔患者支援センター 総合相談支援室〕	月～金 8:30～17:00	電話:053-451-2788(直通) FAX:053-452-9217
浜松医科大学医学部 附属病院 〔医療福祉支援センター〕	〔予約受付〕 月～金 8:30～17:00 〔医師・電話相談〕 月～金 9:00～16:00	電話:053-435-2772(直通) FAX:053-435-2480(直通)
藤枝市立総合病院 〔患者支援・がん診療相談支援 センター〔医師相談室併設〕〕	月～金 8:30～16:30	電話:054-646-1111(内線3005) FAX:054-644-2620(直通)
沼津市立病院 〔地域連携推進室〕	月～金 8:30～17:00	電話:055-924-5100 (内線 PHS 6197) FAX:055-924-5175(直通)
順天堂大学医学部附属静岡病院 〔相談支援センター 〔医師相談室併設〕〕	月～土 9:00～16:00	電話:055-948-3111 (内線 1810) FAX:055-946-0858(直通)

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）

沖縄県版（修正・記入）


要検討

○ 特別がん相談支援センター（県民センター）

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
特別がん相談支援センター 【地域広域連携センター】	月～金 9:00～17:00	電話：055-975-2000(代表) FAX：055-975-1999
東工市立中央病院 【がん相談センター】	月～金 8:30～16:30 ※対面相談(電子郵)	電話：0545-52-1131(代表) 内線 2005 FAX：0545-51-7077
東工市立中央病院 【地域広域連携センター】	月～金 9:00～16:30 ※対面相談(電子郵)	電話：0544-27-3151(代表) FAX：0544-25-5051
特別がん相談支援センター 【看護相談センター】	月～金 8:30～17:00	電話：054-254-4311(代表) FAX：054-252-8816
特別がん相談支援センター 【地域広域連携センター】	月～金 8:30～17:15 ※対面相談(電子郵) 【予約受付あり】	電話：054-280-5038 (直通相談) 054-285-5171(内線2218) FAX：054-280-5039
東工市立中央病院 【緩和ケア、がんより 相談】	月～土曜日 (休日午後除く) ※対面相談(電子郵)	電話：054-623-3111(代表) FAX：054-623-9424
特別がん相談支援センター 【がん相談支援センター】	月～金 8:30～17:30 ※対面相談(電子郵)	電話：0547-35-2111(代表) FAX：0547-35-3137
特別がん相談支援センター 【がん相談支援センター】	月～金 8:30～17:00 ※対面相談(電子郵)	電話：0538-39-5000(代表) ※電話の受付は原則「がん 相談」に付く(24時間) FAX：0538-39-5549

○ 相談支援センター（県民センター）

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
県立病院 【医療相談センター】	月～金 9:00～16:00	電話：0558-62-1312 FAX：0558-62-2712
市立伊東市立病院 【がん相談支援センター】	月～金 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30	電話：0557-37-2897 FAX：0557-37-2897
東松島市立病院 【地域広域連携センター】	月～土 8:30～17:30	電話：0557-81-9471 FAX：0557-83-6632

<p style="text-align: center;">国立がんセンターモデル（静岡県版）</p> <div style="text-align: center;">  <h3 style="text-align: center;">医療費のことが心配</h3> </div> <p>治療のための医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。</p> <p>1 高額療養費制度の貸し付け</p> <p>長期にわたるがんの診療では、予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあります。このような場合、高額療養費制度*を利用することができます。この制度を使うと、次のようになります。</p> <p>①医療機関窓口での支払いが自己負担限度額*だけですむ（入院時）。</p> <p>②いったん窓口で支払いをし、後日保険者に申請をして払い戻しを受ける（入院時）。</p> <p>③医療機関窓口での支払いが自己負担限度額*だけですむ（入院時）。</p> <p>④いったん窓口で支払いをし、後日保険者に申請をして払い戻しを受ける（外来通院時、または70歳未満の方で入院支払いで入院支払いに限り、限度額適用認定証*を利用しなかった場合）。</p> <p>〈70歳未満の方〉</p> <p>その月の医療費の自己負担分について、医療機関ごとに、また外来と入院に分けてそれぞれ21,000円以上のものを合計します。合計した金額が自己負担額以上であれば、超えた分について払い戻しを受けることができます。</p> <p>入院の場合は、限度額適用認定証を申請・提示することで、あらかじめ支払いを限度額までにすることができます。</p> <p>〈70歳以上の方〉</p> <p>その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれば、高額療養費制度を利用することができます。なお、70歳以上の方の入院医療費の窓口での支払は、自動的に自己負担限度額までとなります。</p>	<p style="text-align: center;">沖縄県版（修正・記入）</p> <p style="text-align: center;">医療費のことが心配</p> <p>治療のための医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。</p> <p>1 高額療養費制度の貸し付け</p> <p>長期にわたるがんの診療では、予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあります。このような場合、高額療養費制度*を利用することができます。この制度を使うと、次のようになります。</p> <p>①医療機関窓口での支払いが自己負担限度額*だけですむ（入院時）。</p> <p>②いったん窓口で支払いをし、後日保険者に申請をして払い戻しを受ける（外来通院時、または70歳未満の方で入院支払いで入院支払いに限り、限度額適用認定証*を利用しなかった場合）。</p> <p>〈70歳未満の方〉</p> <p>その月の医療費の自己負担分について、医療機関ごとに、また外来と入院に分けてそれぞれ21,000円以上のものを合計します。合計した金額が自己負担額以上であれば、超えた分について払い戻しを受けることができます。</p> <p>入院の場合は、限度額適用認定証を申請・提示することで、あらかじめ支払いを限度額までにすることができます。</p> <p>〈70歳以上の方〉</p> <p>その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれば、高額療養費制度を利用することができます。なお、70歳以上の方の入院医療費の窓口での支払は、自動的に自己負担限度額までとなります。</p>
---	---

国立がんセンターモデル (静岡県版)		沖縄県版 (修正・記入)	
<p>高額医療費制度の利用することができます。なお、70歳以上の方の入院医療費の窓口での支払いは、自動的に自己負担限度額までとなります。</p> <p>高額医療費制度の問い合わせ先 (加入している保険業者にお問い合わせください)</p>			
健康保険	組合管掌健康保険	対象者 健康保険組合に加入した会社 に所属する社員、およびその扶養 家族	問い合わせ先 各健康保険組合 担当窓口
	協会けんぽ (全国健康保険協会 健康保険)	健康保険組合に加入していない 会社に所属する社員、一定基準 以上の客船、貨物船の船員およ びその扶養家族	全国健康保険協会 沖縄県支部 TEL:098-951-2211 FAX:098-951-2295
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会 社を退職して健康保険等を脱会 した人	市町村の担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職 員、日本郵政株式会社等職員、 市立学校職員、およびその扶養 家族	各共済組合担当窓口
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)		原則として75歳以上の方全員 (65歳以上で寝たきり等、一 定の生涯があると認定を受けて いる方)	沖縄県後期高齢者医 療広域連合 TEL:098-963-8013 FAX:098-964-7785

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p>												
<p>2 ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>母子家庭または父子家庭の20歳未満の子どもも、その母親または父親および両親のいない家庭の20歳未満の子どもが、医療機関で受診した場合の保険診療にかかった、医療費の自己負担分について助成する制度です。</p> <table border="1" data-bbox="598 1332 837 1859"> <tr> <td data-bbox="598 1332 726 1736"> <p>対 象</p> </td> <td data-bbox="598 1736 726 1859"> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の母親または父親、および20歳未満の子ども ・父母のいない20歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1332 790 1736"> <p>適用条件</p> </td> <td data-bbox="726 1736 790 1859"> <p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1332 837 1736"> <p>問い合わせ先</p> </td> <td data-bbox="790 1736 837 1859"> <p>各市町村母子家庭担当課など</p> </td> </tr> </table> <p>※申請窓口は、静岡がんセンターホームページ(https://www.score.jp/)の「H30年度がん予防」にある「静岡県がん予防」の各市町村「医療費」欄をご覧ください。</p>	<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の母親または父親、および20歳未満の子ども ・父母のいない20歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p>	<p>適用条件</p>	<p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p>	<p>問い合わせ先</p>	<p>各市町村母子家庭担当課など</p>	<p>ひとり親家庭等医療費助成 母子家庭または、父子家庭の 18 歳未満の子どもと、その母親又は父親及び両親のいない家庭の 18 歳未満の子どもが、医療機関で受診した場合の保険診療にかかった、医療費の自己負担分について助成する制度です。</p> <table border="1" data-bbox="470 190 837 1030"> <tr> <td data-bbox="470 190 630 862"> <p>対 象</p> </td> <td data-bbox="470 862 630 1030"> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の父親、および 18 歳未満の子ども ・父母のいない 18 歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 190 734 862"> <p>適用条件</p> </td> <td data-bbox="630 862 734 1030"> <p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="734 190 837 862"> <p>問い合わせ先</p> </td> <td data-bbox="734 862 837 1030"> <p>各市町村母子家庭担当課など</p> </td> </tr> </table>	<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の父親、および 18 歳未満の子ども ・父母のいない 18 歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p>	<p>適用条件</p>	<p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p>	<p>問い合わせ先</p>	<p>各市町村母子家庭担当課など</p>
<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の母親または父親、および20歳未満の子ども ・父母のいない20歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p>												
<p>適用条件</p>	<p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p>												
<p>問い合わせ先</p>	<p>各市町村母子家庭担当課など</p>												
<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭の父親、および 18 歳未満の子ども ・父母のいない 18 歳未満の子ども、など <p>※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。</p>												
<p>適用条件</p>	<p>同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。</p>												
<p>問い合わせ先</p>	<p>各市町村母子家庭担当課など</p>												

10 ※については、調査票記入にはあらずとするが、イの付録「がん患者必携」欄をご覧ください。

国立がんセンターモデル（静岡県版）	沖縄県版（修正・記入）																								
<p>3 小児慢性特定疾患治療費助成制度</p> <p>がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。</p> <table border="1" data-bbox="555 1281 727 1809"> <tr> <td>対象</td> <td>厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td>生計の中心者の所得に応じた月額自己負担額があります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>静岡県内の健康福祉センター（P12をご参照ください） （静岡県、浜松市にお住まいの方は、各市担当まで）</td> </tr> </table> <p>4 重度障害者（児）医療費助成</p> <p>心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です（1医療機関当たり1ヵ月500円の自己負担があります）。</p> <table border="1" data-bbox="938 1281 1142 1809"> <tr> <td>対象</td> <td>・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td>本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町福祉課など</td> </tr> </table> <p>※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ（http://www.sccnr.jp/）のWebページ「がん予防行動」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のこと」欄でご確認ください。</p> <p>※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ（http://www.sccnr.jp/）のWebページ「がん予防行動」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のこと」欄でご確認ください。</p>	対象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）	適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額自己負担額があります。	問い合わせ先	静岡県内の健康福祉センター（P12をご参照ください） （静岡県、浜松市にお住まいの方は、各市担当まで）	対象	・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。	適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。	問い合わせ先	各市町福祉課など	<p>3 小児慢性特定疾患治療費助成制度</p> <p>がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。</p> <table border="1" data-bbox="437 203 635 1055"> <tr> <td>対象</td> <td>厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td>生計の中心者の所得に応じた月額負担額があります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>沖縄県内の福祉保健所（P12をご参照ください。）</td> </tr> </table> <p>4 重度障害者（児）医療費助成制度</p> <p>重度の心身障害児（者）が医療費に要した健康保険等の自己負担分を市町村が助成する制度です。（他の法律等で負担する分、各保険による付加給付分、高額療養費の分は除かれます。）</p> <table border="1" data-bbox="900 203 1129 1055"> <tr> <td>対象</td> <td>・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td>本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村福祉課など</td> </tr> </table> <p>※市町村担当窓口は、沖縄県障害保健福祉課ホームページ（http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?catid=89&id=17235&page=1）にある「障害者支援」にある「各種相談窓口」の「市町村障害福祉担当課」より「資料01」にてご確認ください。</p>	対象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）	適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額負担額があります。	問い合わせ先	沖縄県内の福祉保健所（P12をご参照ください。）	対象	・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。	適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。	問い合わせ先	各市町村福祉課など
対象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）																								
適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額自己負担額があります。																								
問い合わせ先	静岡県内の健康福祉センター（P12をご参照ください） （静岡県、浜松市にお住まいの方は、各市担当まで）																								
対象	・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。																								
適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。																								
問い合わせ先	各市町福祉課など																								
対象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）																								
適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額負担額があります。																								
問い合わせ先	沖縄県内の福祉保健所（P12をご参照ください。）																								
対象	・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療養手帳をお持ちの方、など ※市町村により異なるため、各窓口にお問い合わせください。																								
適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。																								
問い合わせ先	各市町村福祉課など																								

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）	沖縄県版（修正・記入）																																																																		
<p style="text-align: center;">静岡県内の健康福祉センター等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査窓口</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜津健康福祉センター 健康センター</td> <td>〒415-0016 浜津町中 531-1</td> <td>0556-24-2056</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 高齢保健センター</td> <td>〒410-3624 浜津町船越町 255-3</td> <td>0556-42-0982</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉課</td> <td>〒413-0016 浜津町水口町 13-15</td> <td>0557-62-9118</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター こども家庭課</td> <td>〒410-8543 浜津町船越町 1-3</td> <td>055-920-2080</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 健康センター</td> <td>〒410-2413 伊豆市小笠野 2-1</td> <td>0556-72-2310</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉課</td> <td>〒412-0039 浜津町船越町 1113</td> <td>0550-82-1222</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉課</td> <td>〒415-0906 浜津町船越町 441-1</td> <td>0545-65-2206</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉センター</td> <td>〒410-0068 浜津町船越町 18-5</td> <td>0544-27-1131</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター こども家庭課</td> <td>〒426-8664 浜津町船越町 383-1</td> <td>054-644-9276</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター こども家庭課</td> <td>〒438-8622 浜津町船越町 3599-4</td> <td>0536-37-2254</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 浜津保健センター</td> <td>〒431-0302 浜津町船越町 3447</td> <td>053-594-3861</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉課</td> <td>〒436-0073 浜津町船越町 93</td> <td>0537-22-3261</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター 福祉課</td> <td>〒420-0946 浜津町船越町 24-1</td> <td>054-249-3170</td> </tr> <tr> <td>浜津健康福祉センター</td> <td>〒432-8023 浜津町船越町 2-11-2</td> <td>053-453-6117</td> </tr> </tbody> </table>	調査窓口	住 所	電話番号	浜津健康福祉センター 健康センター	〒415-0016 浜津町中 531-1	0556-24-2056	浜津健康福祉センター 高齢保健センター	〒410-3624 浜津町船越町 255-3	0556-42-0982	浜津健康福祉センター 福祉課	〒413-0016 浜津町水口町 13-15	0557-62-9118	浜津健康福祉センター こども家庭課	〒410-8543 浜津町船越町 1-3	055-920-2080	浜津健康福祉センター 健康センター	〒410-2413 伊豆市小笠野 2-1	0556-72-2310	浜津健康福祉センター 福祉課	〒412-0039 浜津町船越町 1113	0550-82-1222	浜津健康福祉センター 福祉課	〒415-0906 浜津町船越町 441-1	0545-65-2206	浜津健康福祉センター 福祉センター	〒410-0068 浜津町船越町 18-5	0544-27-1131	浜津健康福祉センター こども家庭課	〒426-8664 浜津町船越町 383-1	054-644-9276	浜津健康福祉センター こども家庭課	〒438-8622 浜津町船越町 3599-4	0536-37-2254	浜津健康福祉センター 浜津保健センター	〒431-0302 浜津町船越町 3447	053-594-3861	浜津健康福祉センター 福祉課	〒436-0073 浜津町船越町 93	0537-22-3261	浜津健康福祉センター 福祉課	〒420-0946 浜津町船越町 24-1	054-249-3170	浜津健康福祉センター	〒432-8023 浜津町船越町 2-11-2	053-453-6117	<p style="text-align: center;">沖縄県内の福祉保健所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問い合わせ窓口</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部福祉保健所 (担当班)</td> <td>〒 905-0017 沖縄県名護市大中 2-13-1</td> <td>0980-52-2714</td> </tr> <tr> <td>中部福祉保健所 (担当班)</td> <td>〒 904-2155 沖縄県沖縄市美原 1-6-28</td> <td>098-938-9886</td> </tr> <tr> <td>中央保健所 (担当班)</td> <td>〒 902-0076 沖縄県那覇市与儀 1-3-21</td> <td>098-854-1005</td> </tr> <tr> <td>南部福祉保健所 (担当班)</td> <td>〒 901-1104 沖縄県島尻郡南風原町 宮平 212</td> <td>098-889-6351</td> </tr> <tr> <td>宮古福祉保健所 (担当班)</td> <td>〒 906-0007 沖縄県宮古島市 平良東仲宗根 476</td> <td>0980-72-2420</td> </tr> <tr> <td>八重山福祉保健所 (担当班)</td> <td>〒 907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438</td> <td>0980-82-3240</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ窓口	住 所	電話番号	北部福祉保健所 (担当班)	〒 905-0017 沖縄県名護市大中 2-13-1	0980-52-2714	中部福祉保健所 (担当班)	〒 904-2155 沖縄県沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886	中央保健所 (担当班)	〒 902-0076 沖縄県那覇市与儀 1-3-21	098-854-1005	南部福祉保健所 (担当班)	〒 901-1104 沖縄県島尻郡南風原町 宮平 212	098-889-6351	宮古福祉保健所 (担当班)	〒 906-0007 沖縄県宮古島市 平良東仲宗根 476	0980-72-2420	八重山福祉保健所 (担当班)	〒 907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438	0980-82-3240
調査窓口	住 所	電話番号																																																																	
浜津健康福祉センター 健康センター	〒415-0016 浜津町中 531-1	0556-24-2056																																																																	
浜津健康福祉センター 高齢保健センター	〒410-3624 浜津町船越町 255-3	0556-42-0982																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉課	〒413-0016 浜津町水口町 13-15	0557-62-9118																																																																	
浜津健康福祉センター こども家庭課	〒410-8543 浜津町船越町 1-3	055-920-2080																																																																	
浜津健康福祉センター 健康センター	〒410-2413 伊豆市小笠野 2-1	0556-72-2310																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉課	〒412-0039 浜津町船越町 1113	0550-82-1222																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉課	〒415-0906 浜津町船越町 441-1	0545-65-2206																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉センター	〒410-0068 浜津町船越町 18-5	0544-27-1131																																																																	
浜津健康福祉センター こども家庭課	〒426-8664 浜津町船越町 383-1	054-644-9276																																																																	
浜津健康福祉センター こども家庭課	〒438-8622 浜津町船越町 3599-4	0536-37-2254																																																																	
浜津健康福祉センター 浜津保健センター	〒431-0302 浜津町船越町 3447	053-594-3861																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉課	〒436-0073 浜津町船越町 93	0537-22-3261																																																																	
浜津健康福祉センター 福祉課	〒420-0946 浜津町船越町 24-1	054-249-3170																																																																	
浜津健康福祉センター	〒432-8023 浜津町船越町 2-11-2	053-453-6117																																																																	
問い合わせ窓口	住 所	電話番号																																																																	
北部福祉保健所 (担当班)	〒 905-0017 沖縄県名護市大中 2-13-1	0980-52-2714																																																																	
中部福祉保健所 (担当班)	〒 904-2155 沖縄県沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886																																																																	
中央保健所 (担当班)	〒 902-0076 沖縄県那覇市与儀 1-3-21	098-854-1005																																																																	
南部福祉保健所 (担当班)	〒 901-1104 沖縄県島尻郡南風原町 宮平 212	098-889-6351																																																																	
宮古福祉保健所 (担当班)	〒 906-0007 沖縄県宮古島市 平良東仲宗根 476	0980-72-2420																																																																	
八重山福祉保健所 (担当班)	〒 907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438	0980-82-3240																																																																	

<div data-bbox="240 1350 268 1776" style="text-align: center;"> <p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p> </div> <div data-bbox="379 1294 512 1827" style="text-align: center;">  <p>生活費など経済的なことが心配</p> </div> <div data-bbox="531 1301 624 1827"> <p>治療のための医療費が高額になったり、療養のために働けないことで収入が減少したりすることにより、経済的な不安がある場合、次のような制度を利用することができます。</p> </div> <div data-bbox="655 1585 683 1827"> <p>1 所得税の医療費控除</p> </div> <div data-bbox="703 1301 796 1827"> <p>本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金を返してもらうことができます。</p> </div> <div data-bbox="815 1294 1106 1827"> <table border="1"> <tr> <td>計算方法</td> <td>①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。</td> </tr> <tr> <td>必要なもの</td> <td>・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑</td> </tr> <tr> <td>申告時期</td> <td>所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）</td> </tr> </table> </div>	計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。	必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑	申告時期	所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）	問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）	<div data-bbox="240 517 268 790" style="text-align: center;"> <p>沖縄県版（修正・記入）</p> </div> <div data-bbox="276 707 303 1077"> <p>生活費など経済的なことが心配</p> </div> <div data-bbox="308 190 400 1104"> <p>治療のための医療費が高額になったり、療養のために働けないことで収入が減少したりすることにより、経済的な不安がある場合、次のような制度を利用することができます。</p> </div> <div data-bbox="472 790 499 1077"> <p>1 所得税の医療費控除</p> </div> <div data-bbox="504 190 596 1077"> <p>本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金を返してもらうことができます。</p> </div> <div data-bbox="632 203 1031 1070"> <table border="1"> <tr> <td>計算方法</td> <td>①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。</td> </tr> <tr> <td>必要なもの</td> <td>・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑</td> </tr> <tr> <td>申告時期</td> <td>所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月16日）</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）</td> </tr> </table> </div>	計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。	必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑	申告時期	所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月16日）	問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）
計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。																
必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑																
申告時期	所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）																
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）																
計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円の内、いずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。																
必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑																
申告時期	所得額の確定申告期間（毎年2月16日～3月16日）																
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）																

国立がんセンターモデル（静岡県版）		沖縄県版（修正・記入）			
沖縄県内税務署一覧					
税務署名	所在地	電話番号	事務所	電話番	所轄地域
下田	〒415-8515 下田市6丁目3番25号	0558 22-0185	〒903-8668 名護市東江4丁目 10番1号	0980-52-2920	名護市、国頭村、大宜味村、 東村、今帰仁村、本部町、 恩納村、宜野座村、金武町、 伊江村、伊平屋村、伊是名村
奥平	〒413-8502 奥平市上原町14番15号	0557 81-3515	〒904-2193 沖縄市字美里 1235番地	098-938-0031	宜野湾市、沖縄市、うるま市 中城村、北中城村、嘉手納町、 北谷町、読谷村
二俣	〒411-8551 二俣町文野町1丁目4番33号	055 987-6711	〒901-2550 浦添市宮城5丁目 6番12号	098-877-1324	那覇市の一部、浦添市、西原町、 久米島町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村
西原	〒410-8668 西原市東山町3番30号	055 922-1560	〒900-8543 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101	那覇市の一部、糸満市、豊見城 市、南城市、八重瀬町、与那原 町、南風原町
東土	〒416-8660 東土市本町297番地の1	0545 61-2460	〒906-8601 宮古島市平良字東 仲宗根807番地の7	0980-72-4874	宮古島市、多良間村
清水	〒424-8751 静岡市清水区江原町1丁目5番1号	054 366-4161	〒907-8502 石垣市字登野城 8番地	0980-82-3074	石垣市、竹富町、与那国町
静岡	〒420-8606 静岡市清水区清水町10番86号	054 252-0111			
藤枝	〒426-8711 藤枝市實木2丁目2番33号	054 641-0690			
島田	〒427-8601 島田市藤町2番の2	0547 37-3121			
徳川	〒428-8652 徳川市藤十丘2丁目11番地の4	0537 22-5141			
静岡	〒438-8711 静岡市中央112番地の4	0538 32-6111			
浜松市	〒430-8667 浜松市中央区山町216番地の6	053 456-1111			
浜松西	〒430-8595 浜松市元町120番地の1	053 473-1111			

国立がんセンターモデル（静岡県版）	沖縄県版（修正・記入）																								
<p>2 傷病手当金*</p> <p>被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主（会社）から給与を受けられない場合に支給されます（標準報酬日額の3分の2）。支給期間は休職4日目から1年6ヶ月間です。</p> <table border="1" data-bbox="587 1263 788 1818"> <tr> <td>対 象</td> <td>傷病手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで働けないために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。</td> </tr> <tr> <td>手 続 き</td> <td>担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>社会保険事務所（P17）または健康保険組合</td> </tr> </table> <p>3 生活福祉資金* の貸し付け</p> <p>一定の所得額以下の世帯や身体障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯等に対して、民生委員の生活援助借連のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1263 1270 1818"> <tr> <td>対象世帯</td> <td>・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯</td> </tr> <tr> <td>利用条件</td> <td>・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年3%です（その内0.7%は借からの利子補給があります）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）</td> </tr> </table>	対 象	傷病手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで働けないために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。	手 続 き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。	問い合わせ先	社会保険事務所（P17）または健康保険組合	対象世帯	・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯	利用条件	・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年3%です（その内0.7%は借からの利子補給があります）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です。	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）	<p>2 傷病手当金 被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主（会社）から給与を受けられない場合に支給されます（標準報酬日額の3分の2）。支給期間は求職4日目から1年6ヶ月間です。</p> <table border="1" data-bbox="440 203 735 1066"> <tr> <td>対 象</td> <td>障害手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>社会保険事務所（P17）又は健康保険組合</td> </tr> </table> <p>3 生活福祉資金の貸し付け 一定の所得額以下の世帯や身体障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯等に対して、民生委員の生活援助借連のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。</p> <table border="1" data-bbox="967 203 1362 1066"> <tr> <td>対象経費</td> <td>・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯</td> </tr> <tr> <td>利用条件</td> <td>・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が原則必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年1.5%又は無利子です（連帯保証人がいる場合は無利子です）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）</td> </tr> </table>	対 象	障害手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。	手続き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。	問い合わせ先	社会保険事務所（P17）又は健康保険組合	対象経費	・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯	利用条件	・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が原則必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年1.5%又は無利子です（連帯保証人がいる場合は無利子です）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）
対 象	傷病手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで働けないために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。																								
手 続 き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。																								
問い合わせ先	社会保険事務所（P17）または健康保険組合																								
対象世帯	・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯																								
利用条件	・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年3%です（その内0.7%は借からの利子補給があります）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です。																								
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）																								
対 象	障害手当金を受け取るためには、次の3つの条件がすべて満たされている必要があります。 (1) 病気やケガで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待期間という）して仕事を休んでいること。																								
手続き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。																								
問い合わせ先	社会保険事務所（P17）又は健康保険組合																								
対象経費	・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯 ・身体障害、知的障害又は精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯																								
利用条件	・沖縄県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が原則必要となります。 ・貸付利率は貸付・据置期間後、年1.5%又は無利子です（連帯保証人がいる場合は無利子です）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です																								
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）																								

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）		沖縄県版（修正・記入）				
生活福祉資金の種類		生活福祉資金の種類				
種類	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護受給世帯		
総合支援資金						
生活支援費	○					
住宅入居費	○					
一時生活再建費	○					
福祉資金						
福祉費	○	○	○	○	○	
緊急小口資金	○	○	○	○	○	
教育支援資金						
教育支度費	○				○	
就学支度費	○				○	
不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金			○			
要保護世帯向け						
不動産担保型生活資金					○	

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）		沖縄県版（修正・記入）																																																																				
<p>(静岡県内社会保険事務所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三島社会保険事務所</td> <td>〒411-8660 静岡県三島市香取9-44</td> <td>055 973-1423</td> <td>055 971-8311</td> </tr> <tr> <td>濱津社会保険事務所</td> <td>〒410-8655 静岡県浜津町山崎4-40</td> <td>055 921-2201</td> <td>055 923-3811</td> </tr> <tr> <td>富士社会保険事務所</td> <td>〒416-8654 静岡県富士市博野3-5-33</td> <td>0545 61-1900</td> <td>0545 64-5411</td> </tr> <tr> <td>清水社会保険事務所</td> <td>〒424-8691 静岡県静岡市清水区巴町4-1</td> <td>054 353-2231</td> <td>054 353-3811</td> </tr> <tr> <td>静岡社会保険事務所</td> <td>〒422-8668 静岡県静岡市駿河区中田2-7-5</td> <td>054 284-4311</td> <td>054 284-4411</td> </tr> <tr> <td>島田社会保険事務所</td> <td>〒427-8666 静岡県島田市長町2008-24</td> <td>0547 36-2212</td> <td>0547 37-6011</td> </tr> <tr> <td>郡川社会保険事務所</td> <td>〒436-8653 静岡県郡川市久保1-19-8</td> <td>0537 21-5520</td> <td>0537 21-3211</td> </tr> <tr> <td>浜崎南社会保険事務所</td> <td>〒435-0013 静岡県浜松市東区大島川町188</td> <td>053 421-0422</td> <td>053 421-6011</td> </tr> <tr> <td>浜崎西社会保険事務所</td> <td>〒432-8015 静岡県浜松市中央区藤町302-1</td> <td>053 456-8511</td> <td>053 452-8011</td> </tr> </tbody> </table>		社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX番号	三島社会保険事務所	〒411-8660 静岡県三島市香取9-44	055 973-1423	055 971-8311	濱津社会保険事務所	〒410-8655 静岡県浜津町山崎4-40	055 921-2201	055 923-3811	富士社会保険事務所	〒416-8654 静岡県富士市博野3-5-33	0545 61-1900	0545 64-5411	清水社会保険事務所	〒424-8691 静岡県静岡市清水区巴町4-1	054 353-2231	054 353-3811	静岡社会保険事務所	〒422-8668 静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054 284-4311	054 284-4411	島田社会保険事務所	〒427-8666 静岡県島田市長町2008-24	0547 36-2212	0547 37-6011	郡川社会保険事務所	〒436-8653 静岡県郡川市久保1-19-8	0537 21-5520	0537 21-3211	浜崎南社会保険事務所	〒435-0013 静岡県浜松市東区大島川町188	053 421-0422	053 421-6011	浜崎西社会保険事務所	〒432-8015 静岡県浜松市中央区藤町302-1	053 456-8511	053 452-8011	<p>沖縄県内社会保険事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名護社会保険事務所</td> <td>〒905-0021 沖縄県名護市東江1-9-19</td> <td>0980-52-2574</td> <td>0980-52-6349</td> </tr> <tr> <td>コザ社会保険事務所</td> <td>〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋2-2-52</td> <td>098-933-2267</td> <td>098-933-1049</td> </tr> <tr> <td>浦添社会保険事務所</td> <td>〒901-2121 沖縄県浦添市内間3-3-25</td> <td>098-877-0020</td> <td>098-878-6949</td> </tr> <tr> <td>那覇社会保険事務所</td> <td>〒900-0025 沖縄県那覇市壺川2-3-9</td> <td>098-855-1118</td> <td>098-854-5249</td> </tr> <tr> <td>沖縄県社会保険事務局 平良事務所</td> <td>〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里791</td> <td>0980-72-3650</td> <td>0980-72-9049</td> </tr> <tr> <td>石垣社会保険事務所</td> <td>〒907-0004 石垣市宇登野城55-3</td> <td>0980-82-9211</td> <td>0980-83-1249</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX番号	名護社会保険事務所	〒905-0021 沖縄県名護市東江1-9-19	0980-52-2574	0980-52-6349	コザ社会保険事務所	〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋2-2-52	098-933-2267	098-933-1049	浦添社会保険事務所	〒901-2121 沖縄県浦添市内間3-3-25	098-877-0020	098-878-6949	那覇社会保険事務所	〒900-0025 沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1118	098-854-5249	沖縄県社会保険事務局 平良事務所	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里791	0980-72-3650	0980-72-9049	石垣社会保険事務所	〒907-0004 石垣市宇登野城55-3	0980-82-9211	0980-83-1249
社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																			
三島社会保険事務所	〒411-8660 静岡県三島市香取9-44	055 973-1423	055 971-8311																																																																			
濱津社会保険事務所	〒410-8655 静岡県浜津町山崎4-40	055 921-2201	055 923-3811																																																																			
富士社会保険事務所	〒416-8654 静岡県富士市博野3-5-33	0545 61-1900	0545 64-5411																																																																			
清水社会保険事務所	〒424-8691 静岡県静岡市清水区巴町4-1	054 353-2231	054 353-3811																																																																			
静岡社会保険事務所	〒422-8668 静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054 284-4311	054 284-4411																																																																			
島田社会保険事務所	〒427-8666 静岡県島田市長町2008-24	0547 36-2212	0547 37-6011																																																																			
郡川社会保険事務所	〒436-8653 静岡県郡川市久保1-19-8	0537 21-5520	0537 21-3211																																																																			
浜崎南社会保険事務所	〒435-0013 静岡県浜松市東区大島川町188	053 421-0422	053 421-6011																																																																			
浜崎西社会保険事務所	〒432-8015 静岡県浜松市中央区藤町302-1	053 456-8511	053 452-8011																																																																			
社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																			
名護社会保険事務所	〒905-0021 沖縄県名護市東江1-9-19	0980-52-2574	0980-52-6349																																																																			
コザ社会保険事務所	〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋2-2-52	098-933-2267	098-933-1049																																																																			
浦添社会保険事務所	〒901-2121 沖縄県浦添市内間3-3-25	098-877-0020	098-878-6949																																																																			
那覇社会保険事務所	〒900-0025 沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1118	098-854-5249																																																																			
沖縄県社会保険事務局 平良事務所	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里791	0980-72-3650	0980-72-9049																																																																			
石垣社会保険事務所	〒907-0004 石垣市宇登野城55-3	0980-82-9211	0980-83-1249																																																																			

がん患者に関する助成制度等調査票 (がん患者必携沖縄県版試作用)

国立がんセンターモデル (静岡県版)

〈静岡県内各市町社会福祉協議会一覧〉

社協名	電話番号	住 所
下田市社会福祉協議会	0558-22-3294	下田市4-1-1 総合福祉会館内
伊豆市社会福祉協議会	0558-89-3013	伊豆市八幡33-1 ふれあいプラザ内
伊豆の国市社会福祉協議会	055-949-5818	伊豆の国市西日町302-1 福祉・保健センター内
伊東市社会福祉協議会	0557-36-5512	伊東市大原1-7-12 保健福祉センター内
熱海市社会福祉協議会	0557-86-6339	熱海市中央町1-28 総合福祉センター4階
三島市社会福祉協議会	055-972-3221	三島市本町20-30 社会福祉会館内
西津市社会福祉協議会	055-922-1500	西津市日の出町1-15 サンクエールビル3階
御殿場市社会福祉協議会	0550-70-6801	御殿場市西原988-1
裾野市社会福祉協議会	055-992-5750	裾野市石脇524-1 福祉保健会館内
富士宮市社会福祉協議会	0544-22-0054	富士宮市宮原7-1 総合福祉会館内
富士市社会福祉協議会	0545-64-6800	富士市本町432-1 フライングビル1階
静岡市社会福祉協議会	054-254-5213	静岡市東区城分町1-1 中央福祉センター内
焼津市社会福祉協議会	054-521-2941	焼津市大蔵寺630 総合福祉会館内
藤枝市社会福祉協議会	054-643-9511	藤枝市四山2-2-25 中部健康福祉センター 四山庁舎1階
島田市社会福祉協議会	0547-35-6244	島田市中央町5-1 プラザおおむり1階
牧之原市社会福祉協議会	0548-52-3500	牧之原市源太木140 総合センター「いーら」内
御前崎市社会福祉協議会	0537-86-8066	御前崎市池新田1359-1 福祉会館内
菊川市社会福祉協議会	0537-35-3724	菊川市平浜1865 総合保健福祉センター内

沖縄県版 (修正・記入)

沖縄県内社会福祉協議会一覧

社協名	郵便番号	住 所	電話番号
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-887-2000 FAX 887-2024
国頭村社会福祉協議会	905-1411	国頭村字辺土名1709 村老人福祉センター内	0980-41-5231 FAX 41-5749
大宜味村社会福祉協議会	905-1303	大宜味村字喜如嘉320	0980-44-3800 FAX 44-3803
東村社会福祉協議会	905-1204	東村字平良767 村老人福祉センター内	0980-43-2544 FAX 43-2548
今帰仁村社会福祉協議会	905-0401	今帰仁村字仲宗根230-2 村コミュニティセンター内	0980-56-4742 FAX 56-4014
本部町社会福祉協議会	905-0212	本部町字大浜881-4 町地域福祉センター内	0980-47-6655 FAX 47-6656
名護市社会福祉協議会	905-0014	名護市港2-1-1 市民会館内福祉センター	0980-53-4142 FAX 53-6042
恩納村社会福祉協議会	904-0411	恩納村字恩納6302 村総合保険福祉センター内	098-966-1193 FAX 966-8043
宜野座村社会福祉協議会	904-1303	宜野座村字惣慶1898 町地域福祉センター内	098-968-8979 FAX 968-5884
金武町社会福祉協議会	904-1201	金武町字金武1842 町総合保険福祉センター内	098-968-3310 FAX 968-6021
伊江村社会福祉協議会	905-0503	伊江村字川平364-1 村福祉センター内	0980-49-5104 FAX 49-3941
伊是名村社会福祉協議会	905-0603	伊是名村字仲田1163	0980-45-2292 FAX 45-2192
伊平屋村社会福祉協議会	905-0703	伊平屋村字我喜屋300 村高齢者生活福祉センター内	0980-46-2477 FAX 46-2340
うるま市社会福祉協議会	904-2214	うるま市喜屋武488 市社会福祉センターうるみん2階	098-973-5459 FAX 974-5306
うるま市支所	904-1115	うるま市石川伊波287-4 市石川社会福祉センター内	098-964-2494 FAX 964-4747
与那城支所	904-2304	うるま市与那城屋敷名1098 市与那城社会福祉センター内	098-978-0011 FAX 978-8133
うるま市支所	904-2312	うるま市勝連平安名3043 市勝連社会福祉センター内	098-978-5914 FAX 978-15-9
沖縄市社会福祉協議会	904-2171	沖縄市高原7-35-1 市福祉文化プラザ内	098-933-1100 FAX 933-1919
読谷村社会福祉協議会	904-0301	読谷村字座喜味2975 村総合福祉センター内	098-958-2939 FAX 958-2189
嘉手納町社会福祉協議会	904-0204	嘉手納町字水釜447-1 町総合福祉センター内	098-956-1177 FAX 957-2530

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）

沖縄県版（修正・記入）

社協名	郵便番号	住所	電話番号
北谷町社会福祉協議会	904-0105	北谷町字吉原 26-6	098-936-2940 FAX 936-2989
北中城村社会福祉協議会	901-2303	北中城村字仲順 451 村総合社会福祉センター内	098-935-4320 FAX 935-4603
中城村社会福祉協議会	901-2404	中城村字添石 236 村老人福祉センター内	098-935-4081 FAX 895-4180
宜野湾市社会福祉協議会	901-2205	宜野湾市赤道 2-7-1 市社会福祉センター内	098-892-6525 FAX 892-0843
西原町社会福祉協議会	903-0111	西原町字与那城 135 町社会福祉センター内	098-945-3651 FAX 946-6777
浦添市社会福祉協議会	901-2103	浦添市仲間 1-10-7 市社会福祉センター内	098-877-8226 FAX 875-1613
那覇市社会福祉協議会	901-0155	那覇市金城 3-5-4 市総合社会福祉センター内	098-877-7766 FAX 857-6052
豊見城市社会福祉協議会	901-0212	豊見城市字平良 467-4 社会福祉センター内	098-856-2782 FAX 856-2774
糸満市社会福祉協議会	901-0362	糸満市真栄里 857 市社会福祉センター内	098-994-0563 FAX 994-0562
八重瀬町社会福祉協議会	901-0401	八重瀬町字東風平 1318-1 町社会福祉センター内	098-998-4000 FAX 998-8999
八重瀬町社会福祉協議会 具志頭支所	901-0512	八重瀬町字具志頭 645 町老人福祉センター内	098-998-4677 FAX 998-1948
南城市社会福祉協議会	901-1206	南城市大里字仲間 918 市総合保健福祉センター内	098-882-8861 FAX 882-8862
南城市社会福祉協議会 玉城支所	901-0603	南城市玉城字百名 1252 市福祉センター内	098-947-3233 FAX 947-3031
南城市社会福祉協議会 知念支所	901-1511	南城市知念字久手堅 453 市福祉センター内	098-948-7659 FAX 948-7990
南城市社会福祉協議会 佐敷支所	901-1415	南城市佐敷字新開 1-240 市老人福祉センター内	098-852-5366 FAX 852-5367
南風原町社会福祉協議会	901-1302	与那原町字上与那原 16-2 町社会福祉センター内	098-945-3016 FAX 946-7970
南風原町社会福祉協議会	901-1116	南風原町字照屋 1 町社会福祉センター内	098-889-3213 FAX 889-6269
久米島町社会福祉協議会	901-3108	久米島町字比嘉 97-4 町立仲里農村環境改善センター内	098-985-7880 FAX 896-8061
渡嘉敷村社会福祉協議会	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷 747 村高齢者生活福祉センター内	098-987-3271 FAX 兼用
座間味村社会福祉協議会	901-3402	座間味村字座間味 109	098-987-2084 FAX 987-2098
栗国村社会福祉協議会	901-3702	栗国村字東 367	098-988-2045 FAX 兼用

社協名	電話番号	住所
横川市社会福祉協議会	0537-22-1294	横川市徳川 910-1 総合福祉センター内
津島市社会福祉協議会	0538-42-7914	津島市新築 1-2-1 総合福祉センター内
横田市社会福祉協議会	0538-37-4824	横田市西原 57-7 総合福祉センター内
浜松市社会福祉協議会	053-453-0580	浜松市中区成子町 440-8 福祉交流センター内
浜松市社会福祉協議会	053-575-0294	浜松市古原 1044 福祉センター内
青森市社会福祉協議会	0557-22-1294	青森市青森伊原町 306 保健福祉センター内
青森市社会福祉協議会	0559-34-1286	青森市青森伊原町 212-2 保健福祉センター内
青森市社会福祉協議会	0558-62-3156	青森市青森伊原町 590-1 保健センター内
秋田県社会福祉協議会	0558-42-2719	秋田県秋田南町 272-2 総合福祉センター内
西伊豆町社会福祉協議会	0558-52-1350	西伊豆町伊豆町 303 福祉センター内
西条市社会福祉協議会	055-976-9286	西条市南町 717-28 保健福祉センター内
清水町社会福祉協議会	055-981-1565	清水町清水町 221-1 保健福祉センター内
高松市社会福祉協議会	055-989-3900	高松市高松町下土野 967-2 福祉センター内
小山市社会福祉協議会	0550-76-9006	高松市小山町 75-7 保健福祉センター内
芝川町社会福祉協議会	0544-85-2270	高松市芝川町 747-1 保健福祉センター内
青田町社会福祉協議会	0548-34-1800	青田町青田町 795-1 保健福祉センター内
川根町社会福祉協議会	0547-59-2316	川根町川根町上野 90 福祉センター内
森町社会福祉協議会	0538-65-5769	森町森町 50-1 保健福祉センター内
新居町社会福祉協議会	053-594-5511	新居町新居町 575 介護サービスセンター内

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）		沖縄県版（修正・記入）	
社協名	郵便番号	住所	電話番号
渡名喜村社会福祉協議会	901-3601	渡名喜村字渡名喜 1935 村老人福祉センター内	098-989-2113 FAX 989-2140
南大東村社会福祉協議会	901-3804	南大東村字南 144-1 村高齢者生活福祉センター内	0980-22-22256 FAX 22-2390
北大東村社会福祉協議会	901-3902	北大東村字中野 212 村保健福祉センター内	0980-23-4103 FAX 兼用
宮古島市社会福祉協議会	906-0106	宮古島市城辺字西里添 788-3 城辺社会福祉センター内	0980-77-8661 FAX 77-8663
宮古島市社会福祉協議会	906-0015	宮古島市平良字久目 706-1	0980-72-3193 FAX 73-0893
平良支所	906-0304	宮古島市下地字上地 628-7	0980-76-2270 FAX 76-3448
下地支所	906-0106	宮古島市城辺字西里添 788-3	0980-77-7930 FAX 兼用
宮古島市社会福祉協議会	906-0202	城辺社会福祉センター内	0980-76-2540 FAX 76-2856
宮古島市社会福祉協議会	906-0501	宮古島市上野字新里 420-2	0980-78-5973 FAX 兼用
伊良部支所	906-0602	宮古島市伊良部字前里添 1101	0980-79-2679 FAX 79-2314
多良間村社会福祉協議会	907-0004	多良間村字仲筋 160 村高齢者生活福祉センター内	09808-4-2211 FAX 4-1199
石垣市社会福祉協議会	907-0012	石垣市字登野城 1357-1	0980-84-3302 FAX 82-3002
竹富町社会福祉協議会	907-1801	石垣市字美崎町 16-6	0980-87-2471 FAX 87-2488
与那国町社会福祉協議会		与那国町字与那国 255 町保健センター内	

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p>																																																				
<div data-bbox="359 1332 502 1848" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="518 1332 582 1848">入院治療が終わり自宅で療養する、あるいは社会復帰に向けての準備を進める際、参考にできる窓口を紹介します。</p> <p data-bbox="598 1444 630 1848">◆ 在宅療養についての全般的な相談について</p> <div data-bbox="646 1332 758 1848" data-label="Text"> <p>問い合わせ先 各市町 健康・福祉担当課や保健センター</p> <p>各市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(http://www.sectc.jp/)の「Web版がんより相談」にある「相談窓口情報」の各市町「自宅や療養・生活しよたい」欄でご確認ください。</p> </div> <p data-bbox="790 1556 821 1848">◆ 在宅療養支援診療所について</p> <p data-bbox="837 1332 949 1848">24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所は、静岡県内に230カ所（平成21年4月現在）あります。下記のホームページからご自宅近くの在宅療養支援診療所が検索できます。</p> <div data-bbox="965 1332 1077 1848" data-label="Text"> <p>WAM NET (WAMネット) 独立行政法人国立がん研拠 作成のホームページ http://www.wam.go.jp/</p> <p>トップページから「医療」を選択し、「病院・診療所検索」で「在宅療養支援診療所」を選択し住所を入力してください。</p> </div> <p data-bbox="1125 1624 1157 1848">◆ 介護サービスについて</p> <p data-bbox="1173 1332 1252 1848">静岡県内で受けられる介護サービス（訪問介護、訪問看護、通所介護、福祉用具、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスなど）が検索できます。</p>	<p data-bbox="279 705 311 1102">自宅での療養・生活のことが心配</p> <p data-bbox="375 548 406 1102">◇ 在宅療養についての全般的な相談について</p> <div data-bbox="406 235 470 1064" data-label="Text"> <p>問い合わせ先 ・ 各がん診療連携拠点病院 相談支援センター ・ 沖縄県リハビリテーション協会加盟医療機関</p> </div> <p data-bbox="502 302 534 1102">沖縄県内の医療ソーシャルワーカー設置病院一覧（平成19年度）</p> <table border="1" data-bbox="534 235 1396 1064"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>住所</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もとぶ野毛病院</td> <td>〒905-0212 本部町字大浜 880-1</td> <td>0980-47-3003</td> <td>0980-47-3003</td> </tr> <tr> <td>勝山病院</td> <td>〒905-0007 名護市宇屋部 468-1</td> <td>0980-53-7777</td> <td>0980-52-7130</td> </tr> <tr> <td>北部地区医師会病院</td> <td>〒905-8611 名護市字茂佐 1712-3</td> <td>0980-54-1111</td> <td>0980-56-5636</td> </tr> <tr> <td>県立北部病院</td> <td>〒905-8512 名護市大中 2-12-3</td> <td>0980-52-2719</td> <td>0980-51-1045</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>〒904-2293 うるま市宮里 281</td> <td>098-982-6567</td> <td>098-982-6568</td> </tr> <tr> <td>与勝病院</td> <td>〒904-2311 うるま市勝連南風原 3584</td> <td>098-978-5235</td> <td>098-978-5244</td> </tr> <tr> <td>北上中央病院</td> <td>〒904-0101 北谷町字上勢頭 631-9</td> <td>098-936-5111</td> <td>098-936-9225</td> </tr> <tr> <td>屋宜原病院</td> <td>〒901-2304 北中城村字屋宜原 722</td> <td>098-933-1574</td> <td>098-932-1215</td> </tr> <tr> <td>宜野湾記念病院</td> <td>〒901-2211 宜野湾市宜野湾 3-3-13</td> <td>098-893-210</td> <td>098-893-8077</td> </tr> <tr> <td>海邦病院</td> <td>〒901-2224 宜野湾市真志喜 2-23-5</td> <td>098-898-2111</td> <td>098-897-9356</td> </tr> <tr> <td>中頭病院</td> <td>〒904-2195 沖繩市知花 6-25-5</td> <td>098-939-1300</td> <td>098-937-8699</td> </tr> <tr> <td>中部協同病院</td> <td>〒904-2152 沖繩市美里 1-3-15</td> <td>098-938-8828</td> <td>098-938-6386</td> </tr> </tbody> </table>	病院	住所	TEL	FAX	もとぶ野毛病院	〒905-0212 本部町字大浜 880-1	0980-47-3003	0980-47-3003	勝山病院	〒905-0007 名護市宇屋部 468-1	0980-53-7777	0980-52-7130	北部地区医師会病院	〒905-8611 名護市字茂佐 1712-3	0980-54-1111	0980-56-5636	県立北部病院	〒905-8512 名護市大中 2-12-3	0980-52-2719	0980-51-1045	県立中部病院	〒904-2293 うるま市宮里 281	098-982-6567	098-982-6568	与勝病院	〒904-2311 うるま市勝連南風原 3584	098-978-5235	098-978-5244	北上中央病院	〒904-0101 北谷町字上勢頭 631-9	098-936-5111	098-936-9225	屋宜原病院	〒901-2304 北中城村字屋宜原 722	098-933-1574	098-932-1215	宜野湾記念病院	〒901-2211 宜野湾市宜野湾 3-3-13	098-893-210	098-893-8077	海邦病院	〒901-2224 宜野湾市真志喜 2-23-5	098-898-2111	098-897-9356	中頭病院	〒904-2195 沖繩市知花 6-25-5	098-939-1300	098-937-8699	中部協同病院	〒904-2152 沖繩市美里 1-3-15	098-938-8828	098-938-6386
病院	住所	TEL	FAX																																																		
もとぶ野毛病院	〒905-0212 本部町字大浜 880-1	0980-47-3003	0980-47-3003																																																		
勝山病院	〒905-0007 名護市宇屋部 468-1	0980-53-7777	0980-52-7130																																																		
北部地区医師会病院	〒905-8611 名護市字茂佐 1712-3	0980-54-1111	0980-56-5636																																																		
県立北部病院	〒905-8512 名護市大中 2-12-3	0980-52-2719	0980-51-1045																																																		
県立中部病院	〒904-2293 うるま市宮里 281	098-982-6567	098-982-6568																																																		
与勝病院	〒904-2311 うるま市勝連南風原 3584	098-978-5235	098-978-5244																																																		
北上中央病院	〒904-0101 北谷町字上勢頭 631-9	098-936-5111	098-936-9225																																																		
屋宜原病院	〒901-2304 北中城村字屋宜原 722	098-933-1574	098-932-1215																																																		
宜野湾記念病院	〒901-2211 宜野湾市宜野湾 3-3-13	098-893-210	098-893-8077																																																		
海邦病院	〒901-2224 宜野湾市真志喜 2-23-5	098-898-2111	098-897-9356																																																		
中頭病院	〒904-2195 沖繩市知花 6-25-5	098-939-1300	098-937-8699																																																		
中部協同病院	〒904-2152 沖繩市美里 1-3-15	098-938-8828	098-938-6386																																																		

がん患者に関する助成制度等調査票 (がん患者必携沖縄県版試作用)

病院	住所	TEL	FAX
翔南病院	904-2164 沖縄市山内 3-14-28	098-930-3020	098-930-3023
中部徳洲会病院	904-8585 沖縄市照屋 3-20-1	098-937-1070	098-937-1129
沖縄リハビリテーションセンター病院	904-2173 沖縄市比屋根 2-15-1	098-982-1777	098-982-1788
ちゅうざん病院	904-2151 沖縄市松本 6-2-1	098-982-1346	098-982-1347
ハートライフ病院	〒 901-2492 中城村字伊集 208	098-895-3255	098-895-5685
アト・ハ・ソチスト メディカルセンター	〒 903-0201 西原町字幸地 868	098-946-2833	098-946-7137
琉大医学部附属病院	〒 903-0215 西原町字上原 207	098-895-3331	098-895-1093
同仁病院	〒 901-2133 浦添市城間 2606	098-870-5375	098-874-7033
續井第二病院	〒 901-2113 浦添市西原 3-20-10	098-878-0055	098-876-0570
浦添総合病院	〒 901-2132 浦添市伊祖 4-16-1	098-878-0231	098-875-3261
牧港中央病院	〒 901-2131 浦添市牧港 1199	098-877-0575	098-879-3415
那覇市立病院	〒 902-8511 那覇市古島 2-31-1	098-884-5111	098-886-5502
大浜第一病院	〒 902-8571 那覇市安里 1-7-3	098-866-5171	098-869-4720
沖縄セントラル病院	〒 902-0076 那覇市与儀 1-26-6	098-854-5511	098-854-5519
大道中央病院	〒 902-0067 那覇市安里 1-1-37	098-869-0005	098-869-2266
オリブ山病院	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町 4-356	098-886-2311	098-886-6588
沖縄赤十字病院	〒 900-8611 那覇市古波蔵 4-11-1	098-853-3134	098-836-5683

がん患者に関する助成制度等調査票 (がん患者必携沖縄県版試作用)

病院	住所	TEL	FAX
小禄病院	〒 901-0152 那覇市小禄 547-1	098-857-1789	098-857-9575
川平病院	〒 900-0024 那覇市古波蔵 3-5-25	098-836-1101	098-833-8818
南部医療センター 子ども医療センター	〒 901-1193 南風原町字新川 118-1	098-888-0123	098-888-1212
沖縄第一病院	〒 901-1111 南風原町兼城 642-1	098-888-1151	098-889-0776
大浜第二病院	〒 901-0215 豊見城市字渡嘉敷 150	098-851-0103	098-851-0200
沖縄協同病院	〒 901-0293 那覇市古波蔵 4-10-55	098-853-1200	098-853-1212
豊見城中央病院	〒 901-0243 豊見城市字上田 25	098-850-3811	098-852-2152
南部徳洲会病院	〒 901-0493 八重瀬町東風平字外間 171-7	098-998-3221	098-998-7814
与那原中央病院	〒 901-1303 与那原町字与那原 2905	098-945-8101	098-945-8106
沖縄メデイカル病院	〒 901-1415 南城市佐敷字新開 1-344	098-947-3555	098-947-3563
勝連病院	〒 901-0331 糸満市字真栄平 1026	098-997-3104	098-997-2457

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

◇在宅療養支援診療所について
24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所は、下記のホームページから在宅療養支援診療所が検索できます。

うちな医療ネット	トップページから「フリーワード検索」を選択し、「在宅療養支援診療所」と入力し、検索してください。 http://imuutina.pref.okinawa.lg.jp/component/option,com_frontpage/Itemid,1/
----------	---

◇介護サービスについて
沖縄県内で受けられる介護サービス（訪問介護、訪問看護、通所介護等）が検索できます。

沖縄県介護サービス情報公表システム	http://www.kaigojoho-okinawa.jp/kaigosip/Top.do
-------------------	---

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p> <div data-bbox="403 1283 488 1814"> <p>静岡県介護サービス情報収集システム http://www.kaijo-kouhyo-shiukai.jp/kaijrip/Top.do</p> </div> <p>◆介護や生活全般に関する相談窓口について 行政の窓口や地域で身近に相談できる窓口（地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等）について検索できます。</p> <div data-bbox="671 1283 740 1814"> <p>静岡県 高齢者あんしん窓口マップ http://shizuoka-arebin.pref.shizuoka.jp/</p> </div> <p>◆介護保険* についての相談・申請</p> <div data-bbox="834 1283 1273 1814"> <p>対象世帯</p> <p>受けられるサービス</p> <p>問い合わせ先</p> </div>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p> <p>◇高齢者に関する相談窓口について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域における高齢者の総合相談や権利擁護のための窓口。 ・介護保険や介護サービスに関する相談・苦情について。 ・高齢者やそのご家族の日常生活での困りごとについて。 <div data-bbox="472 192 572 1066"> <p>沖縄県高齢者福祉 介護課ホームページ http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?catid=81</p> </div> <p>◇介護保険についての相談・申請</p> <div data-bbox="703 192 1331 1066"> <p>対象世帯</p> <p>受けられるサービス</p> <p>問い合わせ先</p> </div>
--	--

国立がんセンターモデル（静岡県版）	沖縄県版（修正・記入）												
<div data-bbox="400 1328 539 1861"> <p>◆ 身体障害者手帳についての相談・申請</p> <p>病状やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することがあります。自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートステイ等のサービスを利用することができ、障害の程度によって、受けられるサービスは異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村福祉担当課</td> </tr> </table> <p>※各市町村担当窓口は、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/）の[組織で探す]→福祉保健部の[障害保健福祉課]→障害者支援の[各種相談窓口]にある[資料]の[市町村障害福祉担当課]欄でご確認ください。</p> </div> <div data-bbox="687 1328 858 1861"> <p>◆ 日常生活・在宅療養を支える機器の貸し出しについての相談</p> <p>必要な方に、エアマット、ベット、車いす、歩行器、ポータブルトイレ等が貸し出されます。 ※貸出機器の仕様書、貸出期間、自己負担額は市町によって異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="890 1328 1061 1861"> <p>◆ 移動のための福祉車両の貸し出し</p> <p>・スロープ付き自動車等の貸し出しが行われます。 ・運転者を確保できない場合、運転ボランティアを派遣していただくこともあります。 ※貸し出される車両や対象者、自己負担額は市町村によって異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1278 1328 1326 1861"> <p>22</p> </div>	問い合わせ先	各市町村福祉担当課	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）	<div data-bbox="343 203 497 1070"> <p>◇ 身体障害者手帳について相談・申請</p> <p>病状やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができ、自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートステイ等のサービスを利用することができ、障害の程度によって、受けられるサービスは異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村福祉担当課</td> </tr> </table> <p>※各市町村担当窓口は、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/）の[組織で探す]→福祉保健部の[障害保健福祉課]→障害者支援の[各種相談窓口]にある[資料]の[市町村障害福祉担当課]欄でご確認ください。</p> </div> <div data-bbox="735 203 906 1070"> <p>◇ 日常生活・在宅療養を支える機器の貸し出しについての相談</p> <p>必要な方に、エアマット、ベット、車いす、杖・歩行器、ポータブルトイレ等が貸し出されます。 ※貸出機器等や対象者、貸出期間、自己負担額等は市町村によって異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1034 203 1225 1070"> <p>◇ 移動のための福祉車両の貸し出し</p> <p>・スロープ付き自動車等の貸し出しが行われます。 ・運転者を確保できない場合、運転ボランティアを派遣していただくこともあります。 ※貸し出される車両や対象者、自己負担額は市町村によって異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>問い合わせ先</td> <td>各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）</td> </tr> </table> </div>	問い合わせ先	各市町村福祉担当課	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）	問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）
問い合わせ先	各市町村福祉担当課												
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）												
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）												
問い合わせ先	各市町村福祉担当課												
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）												
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P18～P19を参照）												

がん患者に関する助成制度等調査票（がん患者必携沖縄県版試作用）

国立がんセンターモデル（静岡県版）	沖縄県版（修正・記入）						
	<p>◇ファミリー・サポート・センター 「お子さんを預かってほしい方（お願い会員）」と「お子さんを預かるこ とができる方（まかせて会員）」が互いに信頼関係を築きな がら子どもを預け・預かる、地域が主体となつて行う子育て支援の有償ボラ ンティア活動です。</p> <table border="1" data-bbox="472 194 1350 1066"> <tr> <td data-bbox="472 857 603 1066"> <p>援助内容</p> </td> <td data-bbox="472 194 603 857"> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること ・保育園までの送迎を行うこと ・学童保育終了後、子どもをあずかること ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 857 667 1066"> <p>対象者</p> </td> <td data-bbox="603 194 667 857"> <p>育児の援助を受けたい方で、在住・在勤の市町村が設置するファミリーセンターに会員登録をされた方</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 857 1350 1066"> <p>問い合わせ先</p> </td> <td data-bbox="667 194 1350 857"> <p>【名護市ファミリー・サポート・センター】 〒 905-0014 名護市港 2-1-1（名護市中央公民館 1 階内） TEL:0980-53-5428 FAX:0980-53-5440</p> <p>【うるま市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2215 うるま市みどり町 6-9-1（みどり町児童センター内） TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200</p> <p>【沖縄市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2171 沖縄市高原 7-35-1（沖縄市福祉文化プラザ内） TEL:098-933-1234 FAX:098-930-2886</p> <p>【宜野湾市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1（宜野湾市役所内） TEL:098-893-4411 FAX:098-892-7022</p> <p>【浦添市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2121 浦添市内間 2-18-2（浦添市地域福祉センター B 棟 1 階） TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151</p> <p>【那覇市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0155 那覇市金城 3-5-4（社会福祉協議会内） TEL:098-857-8991 FAX:098-857-6052</p> <p>【豊見城市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0223 豊見城市字翁辰 854-1（豊見城市役所内） TEL:098-840-5633 FAX:098-856-7046</p> <p>【宮古島市ファミリー・サポート・センター】 〒 906-0013 宮古島市平良字下里 442（宮古島市働く女性の家内） TEL（兼 FAX）:0980-73-5245</p> </td> </tr> </table>	<p>援助内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること ・保育園までの送迎を行うこと ・学童保育終了後、子どもをあずかること ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること 	<p>対象者</p>	<p>育児の援助を受けたい方で、在住・在勤の市町村が設置するファミリーセンターに会員登録をされた方</p>	<p>問い合わせ先</p>	<p>【名護市ファミリー・サポート・センター】 〒 905-0014 名護市港 2-1-1（名護市中央公民館 1 階内） TEL:0980-53-5428 FAX:0980-53-5440</p> <p>【うるま市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2215 うるま市みどり町 6-9-1（みどり町児童センター内） TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200</p> <p>【沖縄市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2171 沖縄市高原 7-35-1（沖縄市福祉文化プラザ内） TEL:098-933-1234 FAX:098-930-2886</p> <p>【宜野湾市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1（宜野湾市役所内） TEL:098-893-4411 FAX:098-892-7022</p> <p>【浦添市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2121 浦添市内間 2-18-2（浦添市地域福祉センター B 棟 1 階） TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151</p> <p>【那覇市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0155 那覇市金城 3-5-4（社会福祉協議会内） TEL:098-857-8991 FAX:098-857-6052</p> <p>【豊見城市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0223 豊見城市字翁辰 854-1（豊見城市役所内） TEL:098-840-5633 FAX:098-856-7046</p> <p>【宮古島市ファミリー・サポート・センター】 〒 906-0013 宮古島市平良字下里 442（宮古島市働く女性の家内） TEL（兼 FAX）:0980-73-5245</p>
<p>援助内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること ・保育園までの送迎を行うこと ・学童保育終了後、子どもをあずかること ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること 						
<p>対象者</p>	<p>育児の援助を受けたい方で、在住・在勤の市町村が設置するファミリーセンターに会員登録をされた方</p>						
<p>問い合わせ先</p>	<p>【名護市ファミリー・サポート・センター】 〒 905-0014 名護市港 2-1-1（名護市中央公民館 1 階内） TEL:0980-53-5428 FAX:0980-53-5440</p> <p>【うるま市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2215 うるま市みどり町 6-9-1（みどり町児童センター内） TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200</p> <p>【沖縄市ファミリー・サポート・センター】 〒 904-2171 沖縄市高原 7-35-1（沖縄市福祉文化プラザ内） TEL:098-933-1234 FAX:098-930-2886</p> <p>【宜野湾市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1（宜野湾市役所内） TEL:098-893-4411 FAX:098-892-7022</p> <p>【浦添市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-2121 浦添市内間 2-18-2（浦添市地域福祉センター B 棟 1 階） TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151</p> <p>【那覇市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0155 那覇市金城 3-5-4（社会福祉協議会内） TEL:098-857-8991 FAX:098-857-6052</p> <p>【豊見城市ファミリー・サポート・センター】 〒 901-0223 豊見城市字翁辰 854-1（豊見城市役所内） TEL:098-840-5633 FAX:098-856-7046</p> <p>【宮古島市ファミリー・サポート・センター】 〒 906-0013 宮古島市平良字下里 442（宮古島市働く女性の家内） TEL（兼 FAX）:0980-73-5245</p>						

<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p>	<p>沖縄県版（修正・記入）</p>															
<p>緩和ケアについて</p>																
<p>◇緩和ケア病棟を有する病院</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>緩和ケアについての相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 沖縄病院</td> <td>〒 901-2214 宜野湾市我如古 3丁目20番14号</td> <td>電話：098-898-2121 【受付時間】 ○月～金 午前10時～12時 午後2時～5時</td> </tr> <tr> <td>特定医療法人 葦の会 オリーブ山病院</td> <td>〒 903-0804 那覇市首里石嶺町 4-356</td> <td>電話：098-946-2833 【受付時間】 ○日・月・火・水・木・金（午前） 午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>アドベンチスト・ メデイカルセンタ ー</td> <td>〒 903-0116 沖縄県中頭郡西原町 字幸地 868</td> <td>電話：098-886-5567 【受付時間】 ○月～金 午前8時30分～午後5時30分</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	緩和ケアについての相談窓口	独立行政法人 国立病院機構 沖縄病院	〒 901-2214 宜野湾市我如古 3丁目20番14号	電話：098-898-2121 【受付時間】 ○月～金 午前10時～12時 午後2時～5時	特定医療法人 葦の会 オリーブ山病院	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町 4-356	電話：098-946-2833 【受付時間】 ○日・月・火・水・木・金（午前） 午前8時～午後5時	アドベンチスト・ メデイカルセンタ ー	〒 903-0116 沖縄県中頭郡西原町 字幸地 868	電話：098-886-5567 【受付時間】 ○月～金 午前8時30分～午後5時30分	<p>◇がんの終末期医療を担う医療機関 沖縄県保健医療計画に、終末期の患者の受け入れを行っているがん診療 可能診療所として75診療所が掲載されています。 ※沖縄県保健医療計画（各地区計画参照） アドレス（http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho/）</p>			
施設名	所在地	緩和ケアについての相談窓口														
独立行政法人 国立病院機構 沖縄病院	〒 901-2214 宜野湾市我如古 3丁目20番14号	電話：098-898-2121 【受付時間】 ○月～金 午前10時～12時 午後2時～5時														
特定医療法人 葦の会 オリーブ山病院	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町 4-356	電話：098-946-2833 【受付時間】 ○日・月・火・水・木・金（午前） 午前8時～午後5時														
アドベンチスト・ メデイカルセンタ ー	〒 903-0116 沖縄県中頭郡西原町 字幸地 868	電話：098-886-5567 【受付時間】 ○月～金 午前8時30分～午後5時30分														
<p>◇在宅緩和ケア（がん終末期患者の在宅療養）についての相談 問い合わせ先</p> <p>・各がん診療連携拠点病院 相談支援センター</p>																
<p>国立がんセンターモデル（静岡県版）</p> <p>緩和ケアについて</p> <p>◇緩和ケア病棟を有する病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>緩和ケアについての相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立静岡 がんセンター （緩和ケア科）</td> <td>〒 411-8777 静岡市東区 下島原1007番地</td> <td>よりず相談 電話：055-989-5710（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>静岡国立 総合病院 （緩和ケア科）</td> <td>〒 420-8527 静岡市東区北条 4丁目27番</td> <td>総合病院がん相談・外来診療 電話：054-247-6111（代表） 【受付時間】 ・（直診）月～金 8:30～17:00 ・（相談）月～金 13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>豊田三方病院 （緩和ケア科、 ホスピス外来）</td> <td>〒 433-8558 浜松市北区 三方原町3453</td> <td>よりず相談連携センター 浜松がんサポートセンター 電話：053-439-9047（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00 ・土曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>神山聖隷病院 （緩和ケア科）</td> <td>〒 412-0033 静岡県浜松市109</td> <td>神出センターがんケアまで 電話：0550-87-0004 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇がんの終末期医療を担う医療機関（診療所） 静岡県保健医療計画（追加版）に、がんの終末期医療を担う医 療機関として150診療所が掲載されています。 ※静岡県保健医療計画（追加版）P96～98 http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-0304/for_pdf/files/0101_01m1</p> <p>◇在宅緩和ケア（がん終末期患者の在宅療養）についての相談 問い合わせ先</p> <p>各市町保健・福祉担当課、保健センター、地域の病院</p> <p>※お問い合わせ先は、静岡がんセンターホームページ（http://www.score.jp/） の「Web版がんによる末期がん」にある「緩和ケア情報」の案内で「がん相談・生活支 援」欄をご確認ください。</p>		施設名	所在地	緩和ケアについての相談窓口	静岡県立静岡 がんセンター （緩和ケア科）	〒 411-8777 静岡市東区 下島原1007番地	よりず相談 電話：055-989-5710（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:30～17:00	静岡国立 総合病院 （緩和ケア科）	〒 420-8527 静岡市東区北条 4丁目27番	総合病院がん相談・外来診療 電話：054-247-6111（代表） 【受付時間】 ・（直診）月～金 8:30～17:00 ・（相談）月～金 13:00～17:00	豊田三方病院 （緩和ケア科、 ホスピス外来）	〒 433-8558 浜松市北区 三方原町3453	よりず相談連携センター 浜松がんサポートセンター 電話：053-439-9047（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00 ・土曜日 9:00～12:00	神山聖隷病院 （緩和ケア科）	〒 412-0033 静岡県浜松市109	神出センターがんケアまで 電話：0550-87-0004 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00
施設名	所在地	緩和ケアについての相談窓口														
静岡県立静岡 がんセンター （緩和ケア科）	〒 411-8777 静岡市東区 下島原1007番地	よりず相談 電話：055-989-5710（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:30～17:00														
静岡国立 総合病院 （緩和ケア科）	〒 420-8527 静岡市東区北条 4丁目27番	総合病院がん相談・外来診療 電話：054-247-6111（代表） 【受付時間】 ・（直診）月～金 8:30～17:00 ・（相談）月～金 13:00～17:00														
豊田三方病院 （緩和ケア科、 ホスピス外来）	〒 433-8558 浜松市北区 三方原町3453	よりず相談連携センター 浜松がんサポートセンター 電話：053-439-9047（直通） 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00 ・土曜日 9:00～12:00														
神山聖隷病院 （緩和ケア科）	〒 412-0033 静岡県浜松市109	神出センターがんケアまで 電話：0550-87-0004 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00														